

2026年4月30日 全4頁

令和8年金商法等改正法案 スタートアップ企業への資金供給の促進に関する改正案

有価証券届出書の提出免除基準の引き上げや特定投資家私募の対象拡大

金融調査部

研究員

藤野 大輝

[要約]

- 2026年4月10日、「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」（以下、金商法等改正法案）が第221回国会に提出された。
- 金商法等改正法案では、スタートアップ企業への資金供給の促進に関して、①有価証券届出書等の提出免除基準の引き上げ、②少額募集制度の対象となる基準の引き上げ、③特定投資家私募の勧誘対象者の範囲拡大、④株式報酬に係る開示規制の見直し、などの整備が行われている。
- スタートアップ企業に関する改正は、2027年4月1日からの施行が予定されている。スタートアップ企業においては、柔軟な資金調達が可能になることを踏まえ、今後の成長戦略を検討していくことが求められよう。

金商法等改正法案の国会提出

2026年4月10日、次の[金融庁関連法律案](#)が第221回国会に提出された。

「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」

(以下、金商法等改正法案)

本稿では、金商法等改正法案の中でも、[金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告](#)（以下、DWG 報告）を受けた、スタートアップ企業への資金供給の促進に関する事項の概要について紹介する¹。

図表 1 DWG 報告の概要

| 背景・課題 | 対応 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> □ スタートアップ・成長企業への成長資金の供給拡大のため、非上場株式の発行・流通の活性化が喫緊の政策課題 □ プロ投資家（特定投資家）向けの資金調達手段（特定投資家私募）に係る制度を整備してきたが、資金調達の事例は限定的 ※ 特定投資家私募は、有価証券届出書の提出は不要であるが、証券会社による仲介と投資者向けの簡易な情報提供が必要 □ 開示規制緩和やプロ投資家の裾野拡大を図ることにより、投資者保護に留意しつつ、開示負担にも配慮した段階的な開示制度を整備する必要 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般投資家向けの資金調達に係る開示規制の緩和 <ul style="list-style-type: none"> □ 有価証券届出書の提出免除基準を1億円から5億円に引上げ □ 5億円以上10億円未満の資金調達については、より簡易な様式による有価証券届出書の提出（少額募集）を利用可能に 2. 特定投資家向けの資金調達に係る勧誘対象範囲の拡大 <ul style="list-style-type: none"> □ 特定投資家要件を満たすものの、特定投資家になるための移行手続を行っていない者（潜在的特定投資家）を、特定投資家私募の相手方の範囲に追加 ※ ただし、潜在的特定投資家に対しては、適合性原則等の行為規制が一般投資家と同様に適用 3. 株式報酬に係る開示規制の見直し <ul style="list-style-type: none"> □ 企業が自社及び子会社の役員・使用人に対し、株券・新株予約権証券を交付する際の勧誘を、上場・非上場にかかわらず、「募集」から除外（有価証券届出書の提出は不要） |
| <ul style="list-style-type: none"> □ 企業戦略等の非財務情報が拡充され、サステナビリティ開示基準の導入に向けた議論も進捗 □ 将来情報等の開示も求められる中、企業が、事後的に、金商法上の虚偽記載等の責任を問われることを恐れ、積極的な情報開示を避ける懸念 □ 企業の懸念・負担に配慮しつつ、有価証券報告書において、投資判断や建設的な対話に資する情報開示を充実させていく必要 | <ol style="list-style-type: none"> 4. セーフハーバー・ルールの創設 <ul style="list-style-type: none"> □ 企業の積極的な情報開示を促す観点から、一定の場合に、将来情報等の虚偽記載に対する金融商品取引法上の民事責任及び行政責任（課徴金等）を負わないこととする |

(注) 赤枠は筆者追記。

(出所) 金融庁「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ 報告 概要」(2025年12月26日) p.1

スタートアップ企業への資金供給の促進に関する改正案のポイント

スタートアップ企業への資金供給の促進に関する規定の主なポイントは図表2の通りである。まず、有価証券の募集・売出しに係る有価証券届出書等の提出免除基準について、現行金商法では発行価額・売出価額1億円未満となっているところ、金商法等改正法案ではこれを5億円未満に引き上げている。規模の小さい有価証券の募集・売出しについて、届出等に係る負担を軽減することを目的としていると捉えられる。

¹ DWG 報告について、詳しくは拙稿「[ディスクロージャーワーキング・グループ報告の公表](#)」(2026年1月8日、大和総研レポート)を参照。

また、これに伴い、開示負担を軽減するための「少額募集制度」の適用範囲も、現行金商法の5億円未満から10億円未満に引き上げられている。引き上げにより、発行価額が5億円以上10億円未満の少額募集については、通常の様式の有価証券届出書（第二号様式）ではなく、より簡易な形に記載内容を限定した有価証券届出書（第二号の五様式）を提出することとなる。

図表2 スタートアップ企業への資金供給の促進に関する規定の主なポイント

| 事項 | 概要 | 関連する主な法律 |
|----------------------|---|--|
| 有価証券届出書等の提出免除基準の引き上げ | ○ 有価証券の募集・売出しに係る有価証券届出書等の提出免除基準について、発行価額・売出価額1億円未満→5億円未満に引き上げ | 金商法4条、13条、23条の3、23条の8 など |
| 少額募集制度に係る発行価額の引き上げ | ○ 簡易な様式での有価証券届出書の提出を認める少額募集制度の対象を、発行価額・売出価額5億円未満→10億円未満に引き上げ | 金商法5条 |
| 特定投資家私募の勧誘対象者の範囲拡大 | ○ 「特定投資家等」の定義を、特定投資家、法人（特定投資家を除く）、特定投資家に移行することができる個人、とする ○ 特定投資家等のみを相手方とし、金融商品取引業者等が顧客からの委託等により行うもので、特定投資家等以外に譲渡されるおそれが少ない勧誘は私募であり、募集には該当しない（注1） ○ 特定投資家等私募に当たる取得勧誘については、有価証券届出書等は不要である一方、特定証券情報の提供・公表が必要 | 金商法2条、4条、27条の31、27条の32、34条の4、40条の4 など |
| 株式報酬に係る開示規制の見直し | ○ 自社・子会社の役員・使用人（注2）に対して、株券・新株予約権証券を職務執行の対価または福利厚生を増進を図るための手段として取得させることを目的とする取得勧誘を、募集・売出しから除外 | 金商法2条、23条の13 |

（注1）売出しにおいて上記に該当する場合、私売出しに該当する。

（注2）具体的な相手方については内閣府令で定められる。

（出所）金商法等改正法案、金融庁「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案 説明資料」（2026年4月）などを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

さらに、特定投資家に対する私募等の裾野を拡大するために、勧誘対象の範囲に、特定投資家に移行することができるがその申し出をしていない個人（以下、潜在的特定投資家）を追加し、新たに「特定投資家等」と定義している。特定投資家等への私募については簡易な形での情報提供が可能となる。ただし、広告等の規制や適合性の原則などの不適用（現行金商法45条）はあくまでも特定投資家を対象としており、潜在的特定投資家を相手方とする勧誘の場合は広告等の規制や適合性の原則などが適用される。

そのほか、上場・非上場を問わず、株券等の発行会社やその子会社の役員や使用人に対する

勧誘行為については募集・売出しに該当しないとされ、株式報酬に関する開示規制が緩和される。ただし、その詳細については内閣府令で定められる。

今後の予定

金商法等改正法案は、今後、衆参両院での審議を経て、第 221 回国会において可決・成立することが予想される。

成立すれば、原則、公布から起算して 1 年以内の政令指定日からの施行が予定されている。なお、スタートアップ企業への資金供給の促進に関する規定に関しては、2027 年 4 月 1 日からの施行が予定されている。スタートアップ企業においては、開示の簡素化等によって柔軟な資金調達が可能になることを踏まえ、今後の成長戦略を検討していくことが求められよう。